

証券投資信託の信託終了に係る手続のお知らせ

このたび、追加型証券投資信託「日本株バリュー&シャリア・ファンド」につきまして、受益権の総口数が信託約款に定められた口数を下回っているため、信託約款の規定に基づき、平成28年3月9日をもって信託を終了（繰上償還）する手続を行う予定ですのでお知らせいたします。

当該信託終了（繰上償還）にあたっては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、平成28年2月16日付で書面による決議を行い、繰上償還の可否を決議します。平成28年1月12日現在の受益者の方は、平成28年2月15日までに、繰上償還に関する議案への賛否について議決権を行使することができます。本議案について賛否の表示のない議決権行使書は、賛成の表示があるものとさせていただきます。また、同一受益者の方が本議案について重複して議決権を行使された場合で、当該議決権の行使の内容が異なるときは、全ての議決権について無効とさせていただきます。

この書面決議は、平成28年1月12日現在の議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。書面決議にて議案が可決された場合は、平成28年3月9日をもって信託を終了いたします。

以上

平成28年1月12日

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
BNPパリバインベストメント・パートナーズ株式会社